

○関西国際空港一般駐車場管理規程

(平成 28 年 1 月 20 日 規程第 16 号)

最終改正 令和 7 年 7 月 9 日 規程第 64 号

(目的及び契約の成立)

第 1 条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が運営する関西国際空港内の一般駐車場（以下「駐車場」といいます。）に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

(駐車場の名称等)

第 2 条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称及び主たる事務所の所在地等は、別表第 1 に掲げるとおりとします。

(駐車区分)

第 3 条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第 2 に掲げる車両（積載物及び取付物を含みます。以下同じ。）とします。

(供用時間)

第 4 条 駐車場（展望ホール駐車場を除きます。）の供用時間は、24 時間とします。

2 展望ホール駐車場の供用時間は、午前 8 時 00 分から午後 10 時 00 分までとします。

3 前項の規定にかかわらず、会社は供用時間を変更することがあります。

(供用の休止等)

第 5 条 会社は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用を休止し、車路の通行止等を行い、若しくは駐車位置を変更し、又は駐車車両の退避を要請することがあります。

(1) 災害又は事故により駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

(3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

(駐車場の出入)

第 6 条 利用者は、駐車場入口において駐車票の交付を受けて下さい。ただし、国際貨物地区第 1 駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C 棟前駐車場、G 棟前駐車場、国内貨物地区駐車場及び展望ホール横大型バス専用駐車場は除きます。

2 利用者は、会社が指示し、又は誘導する位置に駐車して下さい。

- 3 利用者は、駐車場出口において駐車票を提出し、所定の駐車料金をお支払い下さい。この場合において、会社は利用者に領収書を交付するものとします。ただし、駐車票の提出について、国際貨物地区第1駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C棟前駐車場、G棟前駐車場、国内貨物地区駐車場及び展望ホール横大型バス専用駐車場は除きます。
- 4 前項の規定にかかわらず、定期駐車券の利用者又は別に定める方法により駐車料金を支払った利用者に対しては、会社は、駐車料金の徴収及び領収書の交付を省略するものとします。
- 5 利用者は、会社が駐車票又は定期駐車券の提示を求めたときは、これに応じて下さい。
- 6 国際貨物地区において、定期券駐車場の使用の承認をされ、駐車票の交付を受けた者は、駐車の際、駐車票を必ず車両の前面に外部から見えるように掲示して下さい。掲示していない場合は不正駐車とみなし、第19条に基づき、割増駐車料金を徴収する場合があります。

(出車申請)

第7条 利用者は、駐車票を紛失し、又は滅失したときは、出車申請書(第1号様式)を提出して、会社の出車承認を得て下さい。この場合においては、会社が確認した入車時刻から出車時刻までの時間を駐車時間とみなします。ただし、国際貨物地区第1駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C棟前駐車場、G棟前駐車場、国内貨物地区駐車場及び展望ホール横大型バス専用駐車場は除きます。

(駐車場の通行)

第8条 駐車場において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 速度は、毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止行為)

第9条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしないで下さい。

- (1) 駐車位置において出入車時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (4) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (5) 他の利用者の駐車位置及び会社の事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 所定の容器以外に物を捨てること。
- (8) 駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。

- (9) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (10) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (11) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

(退去等)

第10条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることがあります。

(駐車拒否)

第11条 会社は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとします。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(出車拒否)

第12条 会社は、出車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、出車を拒否することができるものとします。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車票を返納しないとき。ただし、国際貨物地区第1駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C棟前駐車場、G棟前駐車場、国内貨物地区駐車場及び展望ホール横大型バス専用駐車場は除きます。
- (2) 利用者が出車時に所定の額の駐車料金を納付しないとき、又は、第17条に定める定期駐車券若しくは第18条に定める国際貨物地区定期券を提示しないとき。
- (3) 次条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故の届出、応急措置)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出て下さい。

- (1) 駐車場において交通事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要

な措置をとるものとします。

3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとします。

(駐車時間)

第14条 駐車時間は、入車時刻から出車時刻までの時間とします。ただし、事前に届出のあった場合を除き、同一の車両を引き続き20日を超えて駐車しないで下さい。

(駐車料金)

第15条 駐車料金は、別表第3に掲げるとおりとします。

2 会社は、特に必要と認めた場合、駐車料金を割引き、又は無償とすることができます。

(駐車料金の徴収猶予)

第16条 会社は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第6条第3項の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させるものとします。

(身体障害者等割引)

第16条の2 次の各号に該当する者が乗車する自動車が第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、第5駐車場、第6駐車場、第2ターミナル臨時駐車場、展望ホール駐車場または国際貨物地区第1駐車場に駐車する場合の駐車料金については、第15条第1項に定める料金の半額とします。ただし、10円未満の端数を生じる場合は、切り捨てることとします。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、航空割引欄に航空割引の押印を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年5月19日法律第94号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) その他前各号に準ずる手帳の交付を受けている者

(定期駐車券)

第17条 会社は、関西国際空港内の事業所に勤務する者に対し、通勤目的で使用する場合に限り、車両を特定して、通用期間1箇月、3箇月又は6箇月の定期駐車券を発行するものとします。また、国際貨物地区内の事業所に勤務する者には、バス運行会社と協同で、バス定期券と定期駐車券をセットで発行するものとします。ただし、バスの利用については、バス運行会社の定める規程によるものとします。

2 会社は、必要があると認めた場合は、定期駐車券の発行を停止又は制限することがあります。

3 定期駐車券により駐車することができるのは、第3駐車場、第4駐車場、第6駐車場、国内貨

物地区駐車場、及びその他臨時駐車場のうち、会社が指定した区画若しくはその他会社が指定した場所とします。

- 4 定期駐車券により前項に定める駐車場を利用しようとする者は、定期駐車券購入申込書（新規用）（第2号様式及び第3号様式）を会社に提出してください。また、定期駐車券の通用期間を更新しようとする者は、定期駐車券購入申込書（継続用）（第4号様式及び第5号様式）を会社に提出してください。
- 5 会社は、第5条の規定により定期駐車券により駐車することができる駐車場の全部の供用を24時間以上継続して休止したときは、24時間を単位として日数を算出し、定期駐車券の通用期間を延長するものとします。ただし、供用の休止が明らかに会社の責めに帰することのできない理由による場合は、この限りではありません。
- 6 定期駐車券を紛失した場合の再発行については、次の各号によるものとします。
 - (1) 定期駐車券（バス定期券とセットの定期駐車券を除きます。）を紛失した場合は、会社に所定の手数料を支払うことにより、再発行を受けることができるものとします。
 - (2) バス定期券とセットの定期駐車券を紛失した場合は、会社に所定の手数料を支払うことにより、定期駐車券のみ再発行を受けることができるものとします。また、再発行の日から通用期間満了までの間の残存期間を1箇月単位に切り上げ、これに別表第3第2項に定める1箇月分のバス定期券セット追加料金を乗じた額を支払うことにより、バス定期券とセットの定期駐車券の再発行を受けることができるものとします。この場合において、再発行をするバス定期券の通用期間についても紛失した定期駐車券と同じ通用期間とします。
- 7 利用者が定期駐車券を改ざんし、又は不正に使用したときは、会社はこれを没収します。
- 8 会社は、駐車場が満車である時は、利用者の駐車を拒否することができます。この場合において、料金の払い戻しはいたしません。
- 9 利用者が、通用期間を超えて駐車した場合の会社の損害金は、時間駐車料金（時間駐車料金の定めのない駐車場においては、第1駐車場の時間駐車料金）によるものとします。
- 10 利用者は、定期駐車券を転貸し、又は譲渡してはなりません。
- 11 利用者は、駐車する車両を変更しようとするときは、あらかじめ会社に届け出て下さい。

（定期駐車券の払い戻し）

- 第17条の2 会社は、通用期間3箇月又は6箇月の定期駐車券に1箇月以上の未使用の期間があるときは、既に支払った定期駐車料金から、使用経過月数に相当する料金を差し引いた残額を払い戻します。
- 2 前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、また1箇月未満の経過日数は1箇月として計算します。
 - 3 第1項の定期駐車券の経過月数に相当する定期駐車料金は、次の各号によって計算します。（別表第4参照）ただし、払戻額が1円未満のときは、払い戻しを行いません。
 - (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期駐車料金
 - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期駐車料金の2倍の額

- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期駐車料金の合算額
 - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期駐車料金の合算額
- 4 バス運行会社と協同で、発行したバス定期券の払い戻しについては、バス運行会社の定める規程によるものとします。

(国際貨物地区定期駐車券)

- 第18条 会社は、関西国際空港内に勤務する者の所属する事業者に対し、国際貨物地区定期駐車券を発行することができるものとします。
- 2 国際貨物地区定期駐車券により駐車することができるのは、国際貨物地区第1駐車場、国際貨物地区第1駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C棟前駐車場及びG棟前駐車場のうち、会社が指定した区画とします。
 - 3 国際貨物地区定期駐車券により前項に定める駐車場を利用しようとする事業者は、国際貨物地区駐車場使用申込書（第6号様式）を会社に提出してください。
 - 4 会社は、前項の申込みを承諾したときは、同項の申込書の1通にその旨を記載し、これを承諾書として申込者に交付します。国際貨物地区定期駐車券の利用に係る契約（以下「国際貨物地区定期駐車券契約」といいます。）は、会社が承諾書を交付したときに成立します。
 - 5 利用者は、利用する月の前月末日までに所定の駐車料金をお支払い下さい。前月末日までにお支払いのない場合は、会社は国際貨物地区定期駐車券契約を無効にすることができます。
 - 6 国際貨物地区定期駐車券契約の期間は1箇月とし、月初から月末までとします。
 - 7 会社は、第5条の規定により国際貨物地区定期駐車券により駐車することができる駐車場の全部の供用を24時間以上継続して休止したときは、利用者の請求に基づき、24時間を単位として日割計算により払い戻すものとします。ただし、供用の休止が明らかに会社の責めに帰することのできない理由による場合は、この限りではありません。
 - 8 国際貨物地区定期駐車券を紛失した場合は、会社に所定の手数料を支払い、再発行を受けることができるものとします。
 - 9 利用者が国際貨物地区定期駐車券を改ざんし、又は不正に使用したときは、会社がこれを没収します。
 - 10 会社は、駐車場が満車である時は、利用者の駐車を拒否することができます。この場合において、料金の払い戻しは行いません。
 - 11 11 利用者が、使用期間を超えて駐車した場合の会社の損害金は、時間駐車料金によるものとします。なお、時間料金の設定がない駐車場においては定期駐車料金の一か月分を損害金とします。
 - 12 利用者は、国際貨物地区定期駐車券を転貸し、又は譲渡してはなりません。

(国際貨物地区定期駐車券契約の解除)

- 第18条の2 会社は、前条第5項に定めるほか、利用者がこの規程に違反した場合は、国際貨物地区定期駐車券契約を解除することがあります。

(国際貨物地区定期駐車券の使用の廃止)

第 18 条の 3 事業者が国際貨物地区定期駐車場の使用を廃止しようとするときは、利用最終日の前月末日までに会社に国際貨物地区定期駐車場（一部・全部）使用廃止届（第 7 号様式）を提出して下さい。

(不正利用に対する割増駐車料金)

第 19 条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の 2 倍に相当する割増駐車料金を徴収します。

2 展望ホール横大型バス専用駐車場において、次の各号のいずれかに掲げる場合は、第 1 駐車場の時間駐車料金の最大金額を徴収します。

(1) 大型バス以外の車両を駐車した場合

(2) 路線バスを駐車した場合

3 国際貨物地区において契約者以外の者が国際貨物地区第 1 駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C 棟前駐車場に駐車をした場合、もしくはその事実が判明した場合は利用時間に関わらず定期駐車料金の 1 か月分に加え、その 2 倍に相当する割増料金を徴収します。(計 3 か月分)

(引取りの請求)

第 20 条 時間制利用者(定期駐車券又は国際貨物地区定期駐車券利用者以外の利用者をいいます。)が予め会社へ届出を行うことなく第 14 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は定期駐車券若しくは国際貨物地区定期駐車券利用者が、通用期間若しくは使用期間の終了又は国際貨物地区定期駐車券契約の解除となった日から起算して 20 日を超えて車両を駐車している場合において、会社はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいいます。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。

4 会社は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(車両の調査)

第 21 条 会社は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

（車両の移動）

第 22 条 会社は、第 20 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

（車両の処分）

第 23 条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から 90 日を経過した後、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示することとします。

3 会社は、第 1 項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとします。

（損害賠償）

第 24 条 会社は、駐車場内における車両若しくはその積載物の盗難、紛失その他の損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、一切責任を負いません。会社は、利用者が駐車場の他の利用者その他第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属品若しくは積載物に起因して被った被害その他駐車場内で会社の責に帰さない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

2 利用者は、この規程に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の施設若しくは器物を滅失、き損若しくは汚損した場合は、それにより会社が被った被害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含みます。）を賠償して頂きます。

（附帯業務）

第 25 条 駐車場において物品の販売及び飲食物の提供に係る業務を行おうとする者は、会社の承

認を受けて下さい。

(実施に関し必要な事項)

第 26 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

2 利用者は、この規程に定めるところによるほか会社が掲出する看板等に記載する注意事項を遵守して下さい。

(裁判管轄)

第 27 条 この規程に関する争いは、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに入庫し、この規程の施行後に出庫する場合の駐車料金については、新関西国際空港株式会社の定めた駐車料金と通算し、会社が徴収します。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行します。

ただし、令和 5 年 5 月 31 日までに入庫し、この規程の施行後に出庫する場合の駐車料金については、この規程の施行前の料金を徴収します。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 15 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行します。
ただし、令和 7 年 8 月 31 日までに入庫し、この規程の施行後に出庫する場合の駐車料金については、この規程の施行前の料金を徴収します。

別表第 1（第 2 条関係）

駐 車 場 の 名 称	第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、第 5 駐車場、第 6 駐車場、第 2 ターミナル臨時駐車場、展望ホール横大型バス専用駐車場、国際貨物地区第 1 駐車場、国際貨物地区第 1 駐車場専用臨時駐車場、国際貨物地区暫定駐車場、C 棟前駐車場、G 棟前駐車場、国内貨物地区駐車場、展望ホール駐車場、ホテル専用駐車場、第 2 ターミナルバス・タクシー駐車場
駐 車 場 管 理 者 の 名 称	関西エアポート株式会社
駐車場管理者の所在地	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 山谷 佳之

別表第 2（第 3 条関係）

(単位：m)

駐車場名	車種	幅	長さ	高さ
第 1 駐 車 場	普通車	2.2 以内	5.0 以内	2.1 以内
第 2 駐 車 場	普通車	2.2 以内	5.0 以内	2.1 以内
第 3 駐 車 場	普通車	2.2 以内	5.0 以内	3.0 以内
第 4 駐 車 場	普通車	2.0 以内	4.7 以内	2.5 以内
第 5 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内	3.0 以内
第 6 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内	3.0 以内
第 2 ターミナル 臨時 駐 車 場	普通車	2.0 以内	4.7 以内	—
展望ホール横大型バス 専 用 駐 車 場	大型車	3.2 以内	13.0 以内	—

国 際 貨 物 地 区 第 1 駐 車 場	普通車	2.0 以内	4.7 以内	2.1 以内
国際貨物地区第 1 駐車場 専 用 臨 時 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内	—
国 際 貨 物 地 区 暫 定 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内	—
C 棟 前 駐 車 場	普通車	2.2 以内	5.0 以内	—
G 棟 前 駐 車 場	普通車	1.8 以内	5.0 以内	4.5 以内
国 内 貨 物 地 区 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内	—
展 望 ホ ー ル 駐 車 場	普通車	2.0 以内	5.0 以内 (一部 4.0 以内)	—
ホ テ ル 専 用 駐 車 場	普通車	2.2 以内	5.0 以内	2.5 以内
第 2 タ ー ミ ナ ル バス・タクシー駐車場	普通車 大型車	3.2 以内	13.0 以内	—

※自動二輪車が駐車できる駐車場：第 1 駐車場、展望ホール横大型バス専用駐車場

別表第 3（第 15 条関係）

1 時間駐車料金

第 1 駐車場・第 2 駐車場・第 3 駐車場・第 4 駐車場・第 5 駐車場・第 6 駐車場・第 2 ターミナル臨時駐車場

区分	駐車料金 (税込み、上限額)
1. 普通車	駐車時間 30 分（30 分未満は 30 分に切り上げる）につき金 300 円
2. 自動二輪車	駐車時間 30 分（30 分未満は 30 分に切り上げる）につき金 130 円

展望ホール駐車場

(消費税及び地方消費税込み)

駐車時間の単位	車 種 普通車
20 分まで	100 円
40 分まで	210 円
1 時間まで	310 円
1 時間 20 分まで	420 円
1 時間 40 分まで	520 円

2 時間まで	630 円
2 時間 20 分まで	730 円
2 時間 40 分まで	840 円
3 時間まで	940 円
3 時間 20 分まで	1,050 円
3 時間 40 分まで	1,150 円
4 時間まで	1,260 円
4 時間 20 分まで	1,360 円
4 時間 40 分まで	1,470 円
5 時間まで	1,570 円
5 時間 20 分まで	1,680 円
5 時間 40 分まで	1,780 円
6 時間まで	1,890 円
6 時間 20 分まで	1,990 円
6 時間 40 分まで	2,100 円
7 時間まで	2,200 円
7 時間 20 分まで	2,300 円
7 時間 40 分まで	2,410 円
8 時間まで	2,510 円
8 時間 20 分まで	2,620 円
8 時間 40 分まで	2,720 円
9 時間まで	2,830 円
9 時間 20 分まで	2,930 円
9 時間 40 分まで	3,040 円
10 時間まで	3,140 円
10 時間 20 分まで	3,250 円
10 時間 40 分まで	3,350 円
11 時間まで	3,460 円
11 時間 20 分まで	3,560 円円
11 時間 40 分まで	3,670 円
12 時間まで	3,770 円
12 時間 20 分まで	3,880 円
12 時間 40 分まで	3,980 円
13 時間まで	4,090 円
13 時間 20 分まで	4,190 円
13 時間 40 分まで	4,300 円

14 時間まで	4,400 円
14 時間 20 分まで	4,500 円
14 時間 40 分まで	4,610 円
15 時間まで	4,710 円
15 時間 20 分まで	4,820 円
15 時間 40 分まで	4,920 円
16 時間まで	5,030 円
16 時間 20 分まで	5,130 円
16 時間 40 分まで	5,240 円
17 時間まで	5,340 円
17 時間 20 分まで	5,450 円
17 時間 40 分まで	5,550 円
18 時間まで	5,660 円
18 時間 20 分まで	5,760 円
18 時間 40 分まで	5,870 円
19 時間まで	5,970 円
19 時間 20 分まで	6,080 円
19 時間 40 分まで	6,180 円
20 時間まで	6,290 円
20 時間 20 分まで	6,390 円
20 時間 40 分まで	6,500 円
21 時間まで	6,600 円
21 時間 20 分まで	6,700 円
21 時間 40 分まで	6,810 円
22 時間まで	6,910 円
22 時間 20 分まで	7,020 円
22 時間 40 分まで	7,120 円
23 時間まで	7,230 円
23 時間 20 分まで	7,330 円
23 時間 40 分まで	7,440 円
24 時間まで	7,540 円

※24 時間を超えて駐車する場合は、駐車時間に対して時間 20 分ごとに 95,238 円を基準として、算出した額に

110/100 を乗じて得た額（10 円未満は四捨五入）となります。

国際貨物第 1 駐車場

（消費税及び地方消費税込み）

車 種	普通車
-----	-----

駐車時間の単位	
最初の 30 分まで	免除
以降 30 分毎	270 円

ホテル専用駐車場

(消費税及び地方消費税込み)

車 種	普通車
駐車時間の単位	
最初の 1 時間まで	840 円
1 時間 30 分まで	1,260 円
2 時間まで	1,680 円
2 時間 30 分まで	2,100 円
3 時間まで	2,510 円
3 時間 30 分まで	2,930 円
4 時間まで	3,350 円
4 時間 30 分まで	3,770 円
5 時間まで	4,190 円
5 時間 30 分まで	4,610 円
6 時間まで	5,030 円
6 時間 30 分まで	5,450 円
7 時間まで	5,870 円
7 時間 30 分まで	6,290 円
8 時間まで	6,700 円
8 時間 30 分まで	7,120 円
9 時間まで	7,540 円
9 時間 30 分まで	7,960 円
10 時間まで	8,380 円
10 時間 30 分まで	8,800 円
11 時間まで	9,220 円
11 時間 30 分まで	9,640 円
12 時間まで	10,060 円
12 時間 30 分まで	10,480 円
13 時間まで	10,900 円
13 時間 30 分まで	11,310 円
14 時間まで	11,730 円
14 時間 30 分まで	12,150 円
15 時間まで	12,570 円

15 時間 30 分まで	12,990 円
16 時間まで	13,410 円
16 時間 30 分まで	13,830 円
17 時間まで	14,250 円
17 時間 30 分まで	14,670 円
18 時間まで	15,090 円
18 時間 30 分まで	15,500 円
19 時間まで	15,920 円
19 時間 30 分まで	16,340 円
20 時間まで	16,760 円
20 時間 30 分まで	17,180 円
21 時間まで	17,600 円
21 時間 30 分まで	18,020 円
22 時間まで	18,440 円
22 時間 30 分まで	18,860 円
23 時間まで	19,280 円
23 時間 30 分まで	19,700 円
24 時間まで	20,110 円

※ただし、入庫から 30 分以内に出库した場合の駐車料金は、免除します。

※24 時間を超えて駐車する場合は、駐車時間に対して時間 30 分ごとに 380.9524 円を基準として、算出した額に 110/100 を乗じて得た額

(10 円未満は四捨五入) となります。

第 2 ターミナルバス・タクシー駐車場

(消費税及び地方消費税込み)

駐車時間の単位 \ 車 種	普通車
	大型車
30 分まで	630 円
1 時間まで	1,260 円
1 時間 30 分まで	1,890 円
2 時間まで	2,510 円
2 時間 30 分まで	3,140 円
3 時間まで	3,770 円
3 時間 30 分まで	4,400 円
3 時間 30 分を超え 24 時間まで	5,030 円
24 時間を超え 24 時間ごと	最大 5,030 円加算

※ただし、入庫から 30 分以内に出库した場合の駐車料金は、免除します。

※24 時間を超えて駐車する場合は、表に定める 24 時間ごとの最大料金に達するまで、その超えた時間に応じた料金が加算されます。

2 定期駐車料金

(消費税及び地方消費税込み)

車 種 \ 駐車期間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
普通車	5,240 円	13,620 円	24,100 円
バス定期セット 追加料金	4,200 円	12,600 円	25,200 円

3 国際貨物地区定期駐車料金

(消費税及び地方消費税込み)

車 種 \ 駐車期間	1 箇月
普通車	12,571 円 (国際貨物地区暫定駐車場を除く)

4 国際貨物地区暫定駐車場定期駐車料金

(消費税及び地方消費税込み)

車 種 \ 駐車期間	1 箇月
普通車 (1 台目)	12,571 円
2 台目以降	8,905 円

別表第 4 (第 17 条の 2 関係)

定期駐車料金払い戻し方法

契約月数	残存月数	計算式
1 箇月	0 箇月	—
3 箇月	2 箇月	B－A
	1 箇月	B－ (A×2)
6 箇月	5 箇月	C－A
	4 箇月	C－ (A×2)

	3 箇月	$C - B$
	2 箇月	$C - (B + A)$
	1 箇月	$C - \{B + (A \times 2)\}$

※ 1 箇月定期駐車料金 = A

※ 3 箇月定期駐車料金 = B

※ 6 箇月定期駐車料金 = C

出車申請書

年 月 日

関西エアポート株式会社
殿

住	所	
氏	名	
電	話	番 号
勤	務	先
勤務先電話番		

私は、駐車券を紛失しましたので下記車両の出庫について一切の責任をもち、貴社にはご迷惑をおかけしませんので出庫させてくださるようお願いします。

記

車	種	
車	両	番 号
駐	車	場

----- 当社使用欄 -----

入 車 日 時		出 車 日 時		
駐 車 料 金				
申 請 理 由	1. 駐車券紛失のため 2. その他（ ）			
※免許証と車検証の続柄 （本人・親子・その他の理由： ）				

○この申請書は、関西エアポート株式会社が定める関西国際空港一般駐車場管理規程に基づいています。
○申請書に記載された情報は、関西エアポート株式会社が駐車場管理・運営のために利用します。

第2号様式（第17条関係）

※一部、定期駐車券を利用しての車での通勤が認められない会社があります。

お申込み前に各所属会社の担当者にご確認の上、お申し込みください。（お申し込みをお断りする場合があります。）

定期駐車券【第3駐車場・第4駐車場・第6駐車場・その他臨時駐車場（新規用）

ふ 氏	り 名	性別 男・女				
住	所	自宅 TEL ()				
車	両	番	号	車名（車種及び車名）	色	
勤	務	先	名	勤務先 TEL ()		
(勤 務 先 事 業 所 名)						
勤	務	先	地	区	建物名	
利	用	期	間	年 月 日から 期間 ヲ月	国際貨物地区バス定期券購入 有 ・ 無	
定	期	駐	車	券	領	収
書				必要 ・ 不要		
バス定期駐車券領収書				必要 ・ 不要		
勤				務	形	態
日勤 ・ シフト				勤務回数 回／月		
私は、以下の項目に同意し、上記の通り定期駐車券の購入を申し込みます。 ○関西エアポート（株）が定める関西国際空港一般駐車場管理規程及び『定期駐車券〔第3駐車場・第4駐車場・第6駐車場・その他臨時駐車場〕のご案内』に記載の諸規則、諸条件を遵守します。これに違反したことにより駐車場で発生した事故等のいかなるトラブルについても、自己責任を負うものとし、関西エアポート（株）への損害賠償請求等を行いません。また、関西国際空港一般駐車場管理規程第17条に制定されている通勤以外の目的で使用した場合は、関西国際空港一般駐車場管理規程第19条に基づき割増駐車料金の対象となることに同意します。 ○申込書に記載された情報は、関西エアポート（株）が駐車場管理・運営のために利用することを了承します。また、関西エアポート（株）が、勤務先からの問い合わせに対し、契約内容を連絡することを了承します。 会社確認欄 会社名 役職 氏名 印 本人署名						

当社使用欄

料	金	1 ヲ月	3 ヲ月	6 ヲ月	有 効 期 限	年 月 日
駐	車	定	期	5,240	13,620	24,100
バス定期券セット		9,440	26,220	49,300		

取扱者 確認者 IDカード写し添付 車検証写し添付

3号様式（第17条関係）

※一部、定期駐車券を利用しての車での通勤が認められない会社があります。

お申込み前に各所属会社の担当者にご確認の上、お申し込みください。（お申し込みをお断りする場合があります。）

国内貨物地区定期券購入申込書（新規用）					
（ふりがなを必ず記入）		（ふりがな）			
氏名	性別：男・女				
住所					
車両番号	（地域名から全部記入願います）	車名 （車種及び車名）		色	
勤務先名		勤務先建物名			
勤務先電話番号	（ ）				
勤務先地区	国内貨物地区				
利用開始希望日 （ご案内した期間内に限ります）	年 月 日から		期間	1／3／6ヵ月	
領収書発行	要 ・ 不要	勤務形態	（日勤）／（シフト） （9:00～18:00）／（その他時間帯）		
私は、以下の項目に同意し、上記の通り定期駐車券の購入を申し込みます。 ○関西エアポート（株）が定める関西国際空港一般駐車場管理規程及び『貨物地区駐車場のご案内』に記載の諸規則、諸条件を遵守します。これに違反したことにより駐車場で発生した事故等のいかなるトラブルについても、自己責任を負うものとし、関西エアポート（株）への損害賠償請求等を行いません。また、関西国際空港一般駐車場管理規程第17条に制定されている通勤以外の目的で使用した場合は、関西国際空港一般駐車場管理規程第19条に基づき割増駐車料金の対象となることに同意します。 ○申込書に記載された情報は、関西エアポート（株）が駐車場管理・運営のために利用することを了承します。また、関西エアポート（株）が、勤務先からの問い合わせに対し、契約内容を連絡することを了承します。 会社確認欄 会社名 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 印 本人署名 _____					

当社使用欄					
料 金	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	有効期限	年 月 日
駐車定期	5,240	13,620	24,100	定期駐車券番号	

取扱者 _____ 確認者 _____ IDカード写し添付 ☐ 車検証写し添付 ☐

関西エアポート株式会社

第 4 号様式（第 17 条関係）

※一部、定期駐車券を利用しての車での通勤が認められない会社があります。

お申込み前に各所属会社の担当者にご確認の上、お申し込みください。（お申し込みをお断りする場合があります。）

※契約の継続（更新）は有効期限の 2 か月前から受け付けます。

定期駐車券【第3駐車場・第4駐車場・第6駐車場・その他臨時駐車場】									
氏 名			性別 男・女						
車 両 番 号			車 名（車種及び車名）		色				
勤 務 先 名			建物名						
電 話 番 号			勤務先：				自宅：		
現 定 期		番 号					バス定期 有 ・ 無		
駐 車 券		期 限	年 月 日まで						
利 用 開 始 日			年 月 日から			国際貨物地区バス定期券購入			
			期 間 ヲ月			有 ・ 無			
定 期 駐 車 券 領 収 書			必要 ・ 不要			〔利用駐車場〕 ①第3・第4駐車場 ②第6駐車場・T2臨時駐車場 ③2期貨物地区臨時駐車場 〔注意〕①②③の併用は不可			
バス定期駐車券領収書			必要 ・ 不要						
私は、以下の項目に同意し、上記の通り定期駐車券の購入を申し込みます。 ○関西エアポート（株）が定める関西国際空港一般駐車場管理規程及び『定期駐車券〔第3駐車場・第4駐車場・第6駐車場・その他臨時駐車場〕のご案内』に記載の諸規則、諸条件を遵守します。これに違反したことにより駐車場で発生した事故等のいかなるトラブルについても、自己責任を負うものとし、関西エアポート（株）への損害賠償請求等を行いません。また、関西国際空港一般駐車場管理規程第17条に制定されている通勤以外の目的で使用した場合は、関西国際空港一般駐車場管理規程第19条に基づき割増駐車料金の対象となることに同意します。 ○申込書に記載された情報は、関西エアポート（株）が駐車場管理・運営のために利用することを了承します。また、関西エアポート（株）が、勤務先からの問い合わせに対し、契約内容を連絡することを了承します。 本人署名 _____									
_____ 当社使用欄									
料 金		1 ヲ月	3 ヲ月	6 ヲ月	有 効 期 限	年 月 日			
駐 車 定 期		5,240	13,620	24,100	定 期 駐 車 券 番 号				
バス定期券 セ ッ ト		9,440	26,220	49,300					
取扱者 _____ 確認者 _____ IDカード写し添付 ☐ 車検証写し添付 ☐									

関西エアポート株式会社

第5号様式（第17条関係）

※一部、定期駐車券を利用しての車で通勤が認められない会社があります。

お申込み前に各所属会社の担当者にご確認の上、お申し込みください。（お申し込みをお断りする場合があります。）

※契約の継続（更新）は有効期限の2か月前から受け付けます。

国内貨物地区定期券購入申込書（継続用）					
（ふりがなを必ず記入）		（ふりがな）			
氏名	性別：男・女				
車両番号	（地域名から全部記入願います）		車名 （車種及び車名）		色
勤務先名			勤務先建物名		
勤務先電話番号	（ ）				
現定期券駐車場	（現在使用中の駐車票記載の定期券番号を記入）				
	番				
	（有効期限） 年 月 日まで				
継続利用期間	現定期券駐車場有効期限の翌日から			期間	1 / 3 / 6 ヶ月
領収書発行	要 ・ 不要	勤務形態		（日勤） / （シフト） （9:00～18:00） / （その他時間帯）	
私は、以下の項目に同意し、上記の通り定期駐車券の購入を申し込みます。 ○関西エアポート（株）が定める関西国際空港一般駐車場管理規程及び『貨物地区駐車場のご案内』に記載の諸規則、諸条件を遵守します。これに違反したことにより駐車場で発生した事故等のいかなるトラブルについても、自己責任を負うものとし、関西エアポート（株）への損害賠償請求等を行いません。また、関西国際空港一般駐車場管理規程第17条に制定されている通勤以外の目的で使用した場合は、関西国際空港一般駐車場管理規程第19条に基づき割増駐車料金の対象となることに同意します。 ○申込書に記載された情報は、関西エアポート（株）が駐車場管理・運営のために利用することを了承します。また、関西エアポート（株）が、勤務先からの問い合わせに対し、契約内容を連絡することを了承します。 本人署名_____					

当社使用欄					
料 金	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	有 効 期 限	年 月 日
駐 車 定 期	5,240	13,620	24,100	定 期 駐 車 券 番 号	

取扱者_____ 確認者_____ IDカード写し添付 ☐ 車検証写し添付 ☐

関西エアポート株式会社

国際貨物地区定期券駐車場使用申込書

年 月 日

(甲) 関西エアポート株式会社 御中

(乙) 住 所
会 社 名

担当部課
担 当 者
電話番号
E-mail

私は、貴社の関西国際空港一般駐車場管理規程を承諾のうえ、下記のとおり国際貨物地区定期券駐車場の使用を申し込みます。

駐 車 場 名	国際貨物地区 第1駐車場／暫定駐車場／C棟前駐車場／G棟前駐車場
利 用 台 数	普通車 台
使 用 開 始 希 望 日	(西暦) 年 月 日より

国際貨物地区定期券駐車場使用承諾書

年 月 日

殿

関西エアポート株式会社

上記の定期券駐車場使用申込について、下記のとおり承諾します。

駐 車 場 名	国際貨物地区 第1駐車場／暫定駐車場／C棟前駐車場／G棟前駐車場
利 用 台 数	普通車 台
契 約 期 間	年 月 日から (1ヵ月ごと自動更新)
使 用 料 金	円 (税込) / 月

契約期間満了の日の1ヵ月前までに甲乙いずれか一方が文書をもって意思表示を行わないときは、さらに1ヵ月間契約期間を延長するものとし、それ以降においても同様とする。

受 付 日	年 月 日	契 約 番 号	
-------	-------	---------	--

国際貨物地区定期券駐車場（一部・全部）使用廃止届

(西暦) 年 月 日

関西エアポート株式会社殿

住 所
会 社 名

担 当 者
電 話 番 号
E-mail

下記のとおり、国際貨物地区定期券駐車場の使用を廃止したいので、お届けします。

記

駐 車 場 名	国際貨物地区 第1駐車場／暫定駐車場／C棟前駐車場／G棟前駐車場
現 利 用 台 数 (廃 止 前)	普通車 台
廃 止 台 数	普通車 台 (廃止番号→)
廃 止 予 定 日	(西暦) 年 月 日

※この使用廃止届は、利用最終日の前月末日までにご提出ください。

—— 当社使用欄 ——

受 付 日	年 月 日	契 約 番 号	
利 用 廃 止 日	年 月 日		

関西エアポート株式会社